

## 長生村プレミアム付商品券取扱店募集要項

長 生 村

### 1 発行目的

消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とし、プレミアム付商品券を発行する。

### 2 事業概要

- (1) 発行元 長生村
- (2) 商品券名称 長生村プレミアム付商品券(以下「商品券」という。)
- (3) 販売金額 1冊5,000円分  
※額面500円券×4枚と1,000円券3枚を4,000円で販売
- (4) 購入限度額 購入引換券1枚につき25,000円(5冊)分迄
- (5) 購入対象見込者数 約3,500人
- (6) 商品券販売期間 令和元年9月下旬から令和2年2月14日迄
- (7) 利用期間 令和元年10月1日から令和2年3月15日迄

### 3 商品券の取扱いについて

- (1) 遵守事項
  - ア 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。
  - イ 利用金額が商品券の額面に満たない場合、釣銭は支払わないこと。
  - ウ 商品券は現金に換金しないこと。
  - エ 利用期間を過ぎた商品券は無効とする。
- (2) 利用対象とならないもの
  - ア たばこの購入
  - イ 出資や債務の支払い。(金融商品の購入や振込手数料等)
  - ウ 商品券やプリペイドカード、切手等、換金性が高いもの。
  - エ 国や地方公共団体等への支払い。(税金、公共料金等)
  - オ 土地や家屋の購入、家賃、駐車場代等の不動産にかかる支払い。

- カ 事業上の取引（商品の仕入れ等）
- キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条に規定する営業への支払い。
- ク 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わるものや公序良俗に反するもの。
- ケ その他村長が不相当と認めるもの。

#### 4 取扱店申込資格

千葉県長生郡長生村内に店舗、事業所等を有する事業者及び村民が日頃から利用する頻度が高いと認められる隣接自治体の店舗、事業所。ただし、次の(1)から(4)に該当する事業者を除く。

- (1) 風営法第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記3(2)「利用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う事業者
- (4) その他村長が不相当と認める事業者

#### 5 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、村が提供する掲示物を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (3) 商品券を受け取る時は、偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券でないかどうか確認し、偽造が疑われる場合には受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに長生村福祉課まで報告すること。
- (4) 商品券を受け取った際は、他店での使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を必ず記入し、既に取扱店の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- (5) 受け取った商品券の保管及び管理には十分注意することとし、紛失や盗難等による損失については取扱店の責務とする。
- (6) 本事業の実施に当たり、村と適切な連携体制を構築すること。

## 6 商品券の換金

### (1) 換金方法

J A 長生高根支所に、使用された「商品券」を持参し手続きを行い、取扱店指定の口座に振り込む。

※換金手続きは、J A 長生高根支所の営業日の午前 9 時から午前 12 時までとします。

J A 長生高根支所所在地：長生村本郷 2 5 4 8

電話番号：0 4 7 5 - 3 2 - 2 2 1 6

※原則、一月に一度まとめて換金手続きをしてください。

### (2) 換金期間

令和元年 1 0 月 1 日から令和 2 年 3 月 2 7 日まで

※期間を過ぎた場合の換金には一切応じません。

### (3) 入金スケジュール

即日入金予定

### (4) その他

ア 換金は口座振込とする。

イ 換金手数料は無料とする。

## 7 申込について

### (1) 申込方法

この募集要項の内容に同意の上、「長生村プレミアム付商品券取扱店舗登録申請書」に必要事項を記入し、長生村役場福祉課福祉係まで郵送又は F A X で提出すること。

申込書は長生村ホームページからダウンロードできるほか、長生村役場福祉課窓口でも配布を行う。

### (2) 提出先

住 所 〒 2 9 9 - 4 3 9 4

長生村本郷 1 番地 7 7

長生村福祉課福祉係 宛

F A X : 0 4 7 5 - 3 2 - 6 8 1 2

### (3) 申込期間

令和元年 7 月 2 9 日から令和 2 年 2 月 1 4 日（消印有効）迄。

(4) 申込後の審査等

申請のあった事業者について、村の審査を経て、取扱店として承認します。承認した場合は「店舗掲示物」、「取扱店の手引き」等を9月上旬から中旬にかけて郵送予定

(5) その他

複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申し込みをすること。

## 8 その他

- (1) この募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店としての登録を取り消すことがあります。
- (2) 事業の内容に今後変更が生じた場合は、村ホームページ等で周知します。
- (3) 8月9日までに登録された店舗等は村が対象者に郵送する購入引換券の封筒に一覧表として同封します。それ以降に登録された店舗等は村ホームページ及び窓口等で配布する一覧を随時更新し周知します。

## 9 問合せ先

長生村役場福祉課福祉係

〒299-4394 長生村本郷1番地77

電話：0475-32-2112

F A X：0475-32-6812